

厚生労働省発保0115第1号
平成 2 2 年 1 月 1 5 日

中央社会保険医療協議会
会 長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣
長 妻 昭

諮 問 書

(平成22年度診療報酬改定について)

健康保険法（大正11年法律第70号）第82条第1項、第85条第3項、第85条の2第3項、第86条第3項、第88条第5項及び第92条第3項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第59条において準用する健康保険法第82条第1項（船員保険法第54条第2項及び第58条第2項に規定する定めに係る部分に限る。）及び船員保険法第65条第12項において準用する健康保険法第92条第3項（船員保険法第65条第10項に規定する定めに係る部分に限る。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第46条において準用する健康保険法第82条第1項及び国民健康保険法第54条の2第12項において準用する健康保険法第92条第3項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項、第74条第8項、第75条第5項、第76条第4項、第78条第5項及び第79条第3項の規定に基づき、平成22年度診療報酬改定について、貴会の意見を求めます。

なお、答申に当たっては、別紙1「平成22年度診療報酬改定について」、別紙2「平成22年度診療報酬改定の基本方針」（平成21年12月8日社会保障審議会医療保険部会・社会保障審議会医療部会）及び別紙3「平成22年度診療報酬改定について」（平成21年12月9日厚生労働省公表資料）に基づき行っていただくよう求めます。

平成 22 年度診療報酬改定について

全体改定率 + 0. 1 9 %

1 診療報酬改定 (本体)

改定率 + 1. 5 5 %

各科改定率	医 科	+ 1. 7 4 %
	〔 入院	+ 3. 0 3 %
	〔 外来	+ 0. 3 1 %
	歯 科	+ 2. 0 9 %
	調 剤	+ 0. 5 2 %

2 薬価改定等

改定率 ▲ 1. 3 6 %

薬価改定 ▲ 1. 2 3 % (薬価ベース ▲ 5. 7 5 %)

材料価格改定 ▲ 0. 1 3 %

協会けんぽの国庫負担及び診療報酬改定について（抄）

2 診療報酬改定

平成 22 年度診療報酬改定においては、我が国の医療が置かれている危機的な状況を解消し、国民に安心感を与える医療を実現していくため、厳しい経済環境や保険財政の下ではあるが、配分の見直しや後発品の使用促進を図りつつ、診療報酬本体の引上げを行う。

(1) 診療報酬改定（本体）

改定率 + 1 . 55% （ネット + 0 . 19%）

各科改定率	医科	+ 1 . 74%
	歯科	+ 2 . 09%
	調剤	+ 0 . 52%

医科については、急性期入院医療に概ね 4,000 億円程度を配分することとする。また、再診料や診療科間の配分の見直しを含め、従来以上に大幅な配分の見直しを行い、救急・産科・小児科・外科の充実等を図る。

(2) 薬価改定等

改定率 ▲ 1 . 36%

薬価改定	▲ 1 . 23%	（薬価ベース	▲ 5 . 75%）
材料価格改定	▲ 0 . 13%		

なお、別途、後発品の置き換え効果の精算を行う。

平成 22 年度診療報酬改定の基本方針

平成 21 年 12 月 8 日
社会保障審議会医療保険部会
社会保障審議会医療部会

I 平成 22 年度診療報酬改定に係る基本的考え方

1. 基本認識・重点課題等

- 医療は、国民の安心の基盤であり、国民一人一人が必要とする医療を適切に受けられる環境を整備するため、医療提供者や行政、保険者の努力はもちろんのこと、患者や国民も適切な受診をはじめとする協力を行うなど、各人がそれぞれの立場で不断の取組を進めていくことが求められるところである。
- 我が国の医療費が国際的にみても GDP に対して極めて低水準にあるなかで、これまで医療現場の努力により、効率的で質の高い医療を提供してきたところであるが、高齢化の進展による患者増などにより、医療現場は疲弊してきている。
- 前回の診療報酬改定においても、こうした医療現場の疲弊や医師不足などの課題が指摘される中で所要の改定が行われたところであるが、これらの課題は必ずしも解消しておらず、我が国の医療は、依然として危機的な状況に置かれている。
- このような状況については、前回改定の改定率が必ずしも十分でなかったために、医療現場が抱える各種の課題が解消できなかったと考えられることから、今回の改定においては、医療費全体の底上げを行うことにより対応すべきであるとの意見があった。一方で、賃金の低下や失業率の上昇など、国民生活も厳しい状況に置かれており、また、保険財政も極めて厳しい状況にある中で、医療費全体を引き上げる状況ではなく、限られた財源の中で、医療費の配分の大幅な見直しを行うことにより対応すべきとの意見があった。また、配分の見直しのみでは医療危機を食い止めることは困難なところまできているので、今回は医療費全体の底上げと配分の見直しの両者により対応すべきとの意見があった。

- このような議論を踏まえた上で、平成22年度診療報酬改定においては、**「救急、産科、小児、外科等の医療の再建」**及び**「病院勤務医の負担の軽減（医療従事者の増員に努める医療機関への支援）」**を改定の**重点課題として取り組む**べきである。
- また、その際には、診療報酬だけで現在の医療が抱える課題の全てを解決できるものではないことから、診療報酬が果たすべき役割を明確にしつつ、地域特性への配慮や使途の特定といった特性を持つ補助金をはじめとする他の施策との役割分担を進めていくべきである。

2. 改定の視点

- 「救急、産科、小児、外科等の医療の再建」、「病院勤務医の負担の軽減（医療従事者の増員に努める医療機関への支援）」といった重点課題以外にも、がん対策や認知症対策など、国民の安心・安全を確保していく観点から充実が求められている領域も存在している。

このため、「**充実が求められる領域を適切に評価していく視点**」を今回の診療報酬改定の視点の一つとして位置付けるべきである。

- 一方、医療は、これを提供する側と受ける側との協働作業であり、患者が必要な情報に基づき納得した上で医療に参加していける環境を整えることや、安全であることはもちろん、生活の質という観点も含め、患者一人一人の心身の状態にあった医療を受けられるようにすることが求められる。

このため、「**患者から見て分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点**」を今回の診療報酬改定の視点の一つとして位置付けるべきである。

- また、患者の視点に立った場合、質の高い医療をより効率的に受けられるようにすることも求められるが、これを実現するためには、国民一人一人が日頃から自らの健康管理に気を付けることはもちろんのこと、生活習慣病等の発症を予防する保健施策との連携を図るとともに、医療だけでなく、介護も含めた機能分化と連携を推進していくことが必要である。

このため、「**医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点**」を今回の診療報酬改定の視点の一つとして位置

付けるべきである。

- 次に、医療を支える財源を考えた場合、医療費は保険料や公費、患者負担を財源としており、国民の負担の軽減の観点から、効率化の余地があると思われる領域については、その適正化を図ることが求められる。

このため、「効率化の余地があると思われる領域を適正化する視点」を今回の診療報酬改定の視点の一つとして位置付けるべきである。

Ⅱ 平成２２年度診療報酬改定の基本方針（２つの重点課題と４つの視点から）

１．重点課題

（１）救急、産科、小児、外科等の医療の再建

- 我が国の医療が置かれている危機的な状況を解消し、国民に安心感を与える医療を実現していくためには、それぞれの地域で関係者が十分に連携を図りつつ、救急、産科、小児、外科等の医療を適切に提供できる体制をさらに充実させていくことが必要である。
- このため、地域連携による救急患者の受入れの推進や、小児や妊産婦を含めた救急患者を受け入れる医療機関に対する評価、新生児等の救急搬送を担う医師の活動の評価や、急性期後の受け皿としての有床診療所も含めた後方病床・在宅療養の機能強化、手術の適正評価などについて検討するべきである。

（２）病院勤務医の負担の軽減（医療従事者の増員に努める医療機関への支援）

- また、救急、産科、小児、外科等の医療を適切に提供できる体制を充実させていくためにも、これらの医療の中心的役割を担う病院勤務医の過酷な業務に関する負担の軽減を図ることが必要であり、そのためには、これらの医療を担う医療機関の従事者の確保や増員、さらには定着を図ることが出来るような環境を整備することが必要である。
- このため、看護師や薬剤師等医師以外の医療職が担う役割の評価や、看護補助者等医療職以外の職員が担う役割の評価など、入院医療の充実を図る観点からの評価について検討するとともに、医療クランクの配置の促進など、医師の業務そのものを減少させる取組に対する評価などについて検討するべきである。

- また、診療所を含めた地域の医療機関や医療・介護関係職種が、連携しつつ、それぞれの役割を果たしていけるような仕組みが適切に機能することが、病院勤務医の負担の軽減につながると考えられることから、この点を踏まえた診療報酬上の評価について検討するべきである。

2. 4つの視点

(1) 充実が求められる領域を適切に評価していく視点

- 国民の安心・安全を確保していくためには、我が国の医療の中で充実が求められている領域については、診療報酬においても適切に評価していくことが求められる。
- このため、がん医療の推進や認知症医療の推進、新型インフルエンザや結核等の感染症対策の推進や肝炎対策の推進、質の高い精神科入院医療の推進や歯科医療の充実などに対する適切な評価について検討するべきである。
- 一方、手術以外の医療技術の適正評価についても検討するとともに、新しい医療技術や医薬品等については、イノベーションの適切な評価について検討するべきである。

(2) 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点

- 医療は、これを提供する側と受ける側との協働作業であり、患者の視点に立った場合、分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現することが求められる。
- このため、医療の透明化や、診療報酬を患者等に分かりやすいものとするなどを検討するほか、医療安全対策の推進や、患者一人一人の心身の特性や生活の質に配慮した医療の実現、疾病の重症化予防などに対する適切な評価について検討するべきである。

(3) 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点

- 患者一人一人の心身の状態にあった質の高いサービスをより効率的に受け

られるようにするためには、医療と介護の機能分化と連携を推進していくことなどが必要であり、医療機関・介護事業所間の連携や医療職種・介護職種間の連携などを推進していくことが必要である。

- このため、質が高く効率的な急性期入院医療や回復期リハビリテーション等の推進や、在宅医療や訪問看護、在宅歯科医療の推進など、医療と介護の機能分化と連携などに対する適切な評価について検討するべきである。
- その際には、医療職種はもちろんのこと、介護関係者をも含めた多職種間の連携などに対する適切な評価についても検討するべきである。

(4) 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点

- 医療費は保険料や公費、患者負担を財源としており、国民の負担を軽減する観点から、効率化の余地があると思われる領域については、その適正化を図ることが求められる。
- このため、後発医薬品の使用促進や、市場実勢価格等を踏まえた、医薬品・医療材料・検査の適正評価などについて検討するべきである。
- また、相対的に治療効果が低くなった技術については、新しい技術への置き換えが着実に進むよう、適正な評価の在り方について検討するべきである。

Ⅲ 後期高齢者医療の診療報酬について

- 75歳以上の方のみに適用される診療報酬については、若人と比較した場合、複数の疾病に罹患しやすく、また、治療が長期化しやすいという高齢者の心身の特性等にふさわしい医療を提供するという趣旨・目的から設けられたものであるが、行政の周知不足もあり、高齢者をはじめ国民の方々の理解を得られなかったところであり、また、中央社会保険医療協議会が行った調査によれば、必ずしも活用が進んでいない実態等も明らかになったところである。
- このため、75歳以上という年齢に着目した診療報酬体系については、後期高齢者医療制度本体の見直しに先行して廃止することとするが、このような診療報酬が設けられた趣旨・目的にも配慮しつつ、具体的な報酬設定を検討することとするべきである。

IV 終わりに

- 中央社会保険医療協議会におかれては、本基本方針の趣旨を十分に踏まえた上で、国民、患者の医療ニーズに即した具体的な診療報酬の改定案の審議を進められることを希望する。

(平成 21 年 12 月 9 日厚生労働省公表資料)

平成 22 年度診療報酬改定について

- 医療は国民の生活を支える最も重要な社会基盤の一つである。我が国の医療費対 GDP 比)は国際的に見ても低水準であるが、医療現場の努力により、効率的かつ質の高い医療を提供してきた。
- しかしながら、高齢化の進展による患者増などにより、医療現場は疲弊しており、特に救急・急性期の入院医療は危機的な状況にある。前回の診療報酬改定においても、厳しい勤務環境におかれている病院勤務医の負担軽減や、救急医療や周産期・小児医療の充実などを重点課題として取り組んだが、必ずしも十分な効果が出ていない現状にある。
- 例えば、有識者の研究によれば、急性期の入院医療を担う DPC 対象病院の年間の赤字は総額 3,500 億円にのぼると推計されている。また、平成 21 年度医療経済実態調査によれば、年間の緊急入院患者受け入れが 200 名以上の病院の経営実態は、補助金等による補填を行った後の総損益差額ベースで見ても、1 施設当たりで年間約 1 億円の赤字となっている。
- こうした状況の下、三党連立政権合意では「医療費 (GDP 比)」の先進国 (OECD) 並みの確保を目指す」ことが、また、民主党のマニフェストでは「医療従事者の増員に努める医療機関の診療報酬 (入院) を増額する」ことが示されている。平成 22 年度診療報酬改定においては、これらを踏まえ、「国民の安全・安心を支える医療の再構築」に取り組んでいく必要がある。
- 具体的には、救急医療の充実など喫緊の課題に対応するため、急性期を中心とする入院医療に優先的かつ重点的に配分するとともに、急性期後の受け皿としての後方病床・在宅療養の機能を強化する。さらに、手術等の医療技術の適正評価、医療の高度化への対応、医師補助業務の充実等を通じた勤務環境の改善、医療安全への取り組みなど、我が国の医療をめぐる課題に対応していくことが求められている。
- これらを総合的に勘案すれば、薬価改定と医療材料価格改定により捻出される約 5,000 億円を全て診療報酬本体の財源として充当するとしても、これを超える規模の財源が必要であり、全体としては 10 年ぶりのネットプラス改定を行うことが必要である。

平成 22 年度診療報酬改定に係る検討状況について（現時点の骨子）（案）

平成 22 年

月

日

中央社会保険医療協議会

中央社会保険医療協議会は、以下のとおり、平成 21 年 9 月 30 日から平成 22 年 1 月 13 日までの計 16 回にわたり、平成 22 年度診療報酬改定を視野に入れて、診療報酬調査専門組織の調査結果等を踏まえつつ、調査・審議を行ってきた。この間の検討状況について、社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において策定された「平成 22 年度診療報酬改定の基本方針」に沿って、「現時点の骨子」として取りまとめた。

日 付	議 題
平成 21 年 9 月 30 日	・ 周産期・救急等について ・ 社会医療診療行為別調査について
10 月 30 日	・ 小児医療等について ・ 病院勤務医の負担軽減策について①
11 月 4 日	・ DPC について① ・ 病院勤務医の負担軽減策について② ・ 精神医療について
11 月 6 日	・ 関係者ヒアリング（周産期・救急等について） ・ 初・再診料について①
11 月 11 日	・ 認知症対策について ・ 入院料について① ・ 在宅医療について ・ 訪問看護について
11 月 13 日	・ 医療機関連携について ・ 入院医療における多職種共同の取組みについて ・ 感染症対策について
11 月 18 日	・ 医療技術の評価について ・ リハビリテーションについて ・ 医療安全に関する体制について

日 付	議 題
11月20日	・ 後発医薬品の使用促進について① ・ 療養病棟・有床診療所について
11月25日	・ 歯科診療報酬について ・ 調剤報酬について
11月27日	・ 特定機能病院について ・ 病院勤務医の負担軽減策について③ ・ 明細書等について
12月 2日	・ 入院料について②
12月 4日	・ 後期高齢者に係る診療報酬について① ・ 介護保険との連携について ・ 専門的入院治療について
12月11日	・ 関係者ヒアリング（手術等について） ・ 手術等について ・ D P Cについて②
12月16日	・ D P Cについて③ ・ がん対策等について ・ 後発医薬品の使用促進について② ・ 初・再診料について②
12月18日	・ 後期高齢者に係る診療報酬について② ・ 長期入院患者に係る診療報酬について ・ 処方せん等の変更について ・ 地域特性への配慮について①
平成22年 1月13日	・ 地域特性への配慮について②

【 目 次 】

重点課題 1 救急、産科、小児、外科等の医療の再建

1－1	地域連携による救急患者の受入れの推進について	5
1－2	小児や妊産婦を含めた救急患者を受け入れる医療機関に対する 評価及び新生児等の救急搬送を担う医師の活動の評価について . .	6
1－3	急性期後の受け皿としての後方病床・在宅療養の機能強化につ いて	7
1－4	手術の適正評価について	8

重点課題 2 病院勤務医の負担の軽減（医療従事者の増員に努める医療機関 への支援）

2－1	入院医療の充実を図る観点からの評価について	9
2－2	医師の業務そのものを減少させる取組に対する評価について . .	9
2－3	地域の医療機関の連携に対する評価について	10
2－4	医療・介護関係職種との連携に対する評価について	10

I 充実が求められる領域を適切に評価していく視点

I－1	がん医療の推進について	11
I－2	認知症医療の推進について	12
I－3	感染症対策の推進について	12
I－4	肝炎対策の推進について	12
I－5	質の高い精神科入院医療等の推進について	12
I－6	歯科医療の充実について	14
I－7	手術以外の医療技術の適正評価について	14
I－8	イノベーションの適切な評価について	15

II 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮 した医療を実現する視点

II－1	医療の透明化に対する評価について	15
II－2	診療報酬を患者等に分かりやすいものとするに 対する評価について	15
II－3	医療安全対策の推進について	16
II－4	患者一人一人の心身の特性や生活の質に配慮した医療の実現に 対する評価について	17

Ⅱ－５	疾病の重症化予防について・・・・・・・・・・・・・・・・	18
<u>Ⅲ 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点</u>		
Ⅲ－１	質が高く効率的な急性期入院医療等の推進について・・・・・・・・	18
Ⅲ－２	回復期リハビリテーション等の推進について・・・・・・・・	20
Ⅲ－３	在宅医療の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	21
Ⅲ－４	訪問看護の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	22
Ⅲ－５	在宅歯科医療の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	22
Ⅲ－６	介護関係者を含めた多職種間の連携の評価について・・・・・・・・	23
Ⅲ－７	調剤報酬について・・・・・・・・・・・・・・・・	23
<u>Ⅳ 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点</u>		
Ⅳ－１	後発医薬品の使用促進について・・・・・・・・・・・・・・・・	24
Ⅳ－２	市場実勢価格等を踏まえた医薬品・医療材料・検査の適正評価 について・・・・・・・・・・・・・・・・	25
Ⅳ－３	相対的に治療効果が低くなった技術等の適正な評価について・・	25
<u>Ⅴ 後期高齢者医療の診療報酬について・・・・・・・・</u>		
		25

【重点課題 1】救急、産科、小児、外科等の医療の再建

重点課題 1－1 地域連携による救急患者の受入れの推進について

(1) 我が国における救急搬送件数は、この 10 年間で約 1.5 倍の年間約 500 万件まで増加している。また、救急患者のうち重症以上の傷病者については、搬送先の確保が困難なケースが生じている。こうした状況を踏まえ、救命救急センターの評価の充実や地域において救急医療を積極的に提供している医療機関の評価を行う。

- ① 救命救急入院料については救命救急センターの充実度に応じた加算を設定しているが、今般、充実度評価の見直しが行われたことも踏まえ、充実度評価の高い救命救急センターの評価を引き上げる。
- ② 広範囲熱傷特定集中治療室管理料については、これまで専用の治療室を用いることを要件としていたが、救命救急入院料及び特定集中治療管理料の一項目として評価を行う。また、特定集中治療室（ICU）を持っていない医療機関等において、手術後の患者等に高度な急性期医療を提供するために手厚い看護配置となっている病床を評価したハイケアユニット入院医療管理料について評価を引き上げるとともに、要件の緩和を行う。
- ③ 救急搬送受入の中心を担っている 2 次救急医療機関を評価している救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算について、評価を引き上げる。
なお、入院時医学管理加算については、平成 20 年度診療報酬改定で十分な設備等を備え、産科、小児科、精神科等を含む総合的かつ専門的な入院医療をいつでも提供できる体制を有する病院について評価するものとなったところであり、その趣旨を明確化するために名称を変更する。
- ④ 地域における救急搬送受入の中核を担う救急医療機関が地域の連携によって、その機能を十分発揮できるよう、救急医療機関に緊急入院した後、状態の落ち着いた患者についての早期の転院支援の評価を新設する。

(2) 救急搬送件数は増加しているが、入院を要しない軽症・中等度の患者が多く占めている。このため、地域の開業医等との連携により、地域における多数の救急患者を受け入れるための救急体制を整えている医療機関について、小児に関する地域連携と同様の評価を検討する。

重点課題 1－2 小児や妊産婦を含めた救急患者を受け入れる医療機関に対する評価及び新生児等の救急搬送を担う医師の活動の評価について

- (1) 産科医療の充実を図るため、合併症等によりリスクの高い分娩を行う妊産婦の入院について評価を行う。また、妊産婦の緊急搬送入院についても評価を充実する。
- ① 妊娠 22 週から 32 週未満の早産などの分娩管理を評価しているハイリスク分娩管理加算の評価を引き上げるとともに、対象に多胎妊娠と子宮内胎児発育遅延を追加する。また、ハイリスク妊娠管理加算についても同様の対象者の追加を行う。
- ② 妊娠に係る異常による妊産婦の救急受入を評価している妊産婦緊急搬送入院加算の評価を引き上げるとともに、妊娠以外の疾病で搬送された場合においてもこの加算を算定できることとする。
- (2) この 20 年間で出生数は横ばい・減少となっているが、低出生体重児をはじめとするハイリスク新生児の割合が増加しているため、新生児特定集中治療室（NICU）の病床数を 1.5 倍にすることとなっている。そうした状況を踏まえ、NICU の評価をさらに充実するとともに、要件の緩和等を行う。また、高度な医療を必要とするリスクの高い新生児や重篤な小児患者等を専門的な医療機関に医師が同乗して搬送することについての評価を充実する。
- ① NICU を評価した点数である新生児集中治療室管理料の評価を引き上げるとともに、NICU 担当医師が小児科当直業務との兼務をする場合の評価を新設し、NICU の確保を推進する。また、NICU 満床時に緊急受入のためにやむを得ず、一時的に超過入院となるケースや、症状の増悪等により再入室するケースに配慮した評価とする。
- 【一時的な超過入院の緩和基準】
- ・ 看護配置は、常時 4 : 1 を超えない範囲で 24 時間以内に常時 3 : 1 以上に調整
 - ・ 超過病床数は、2 床まで
- ② 新生児や小児の専門医療機関の連携によりハイリスク児の円滑な受入を推進するため救急搬送診療料の乳幼児加算の評価を引き上げるとともに、新生児加算を新設する。

(3) 地域の小児医療の中核的役割を果たす医療機関については、人員配置に応じて評価しているところであるが、よりきめ細かな評価としつつ、小児急性期医療への対応状況を踏まえた評価に見直す。また、我が国における乳幼児死亡率は世界的にも低い状況にもかかわらず、1～4歳児死亡率は相対的に高いことから、重篤な小児患者を受け入れる医療体制についての評価を新設する。さらに、地域の小児科医が連携して特定の医療機関に小児科の診療を行う医師を集め、夜間等に小児の診療が可能な体制を確保することについての評価を引き上げるとともに、緊急度の高い患者を優先して治療する体制の評価を検討する。

① 小児入院医療管理料の再編成を行う。

ア 常勤小児科医が9名以上の場合の医療機関の評価を新設する。

イ 常勤小児科医が9名以上の医療機関においては、小児救急医療等（NICU、PICUを含む。）の提供を行っていることを要件とする。

ウ 特定機能病院においても小児入院医療管理料の算定を可能にすることを検討する。

② 救命救急センター等において、専任の小児科医が常時、当該医療機関内に勤務し、15歳未満の重篤な小児救急患者に対して、救命救急医療が行われた場合の加算を救命救急入院料と特定集中治療室管理料に新設する。

③ 小児の初期救急について、地域の医師が参加することにより病院勤務医師の負担を軽減する取組の評価を引き上げるとともに、多数の小児救急患者に対して、診療優先順位付けを行うことにより、緊急度の高い患者を優先して治療する体制（院内トリアージ）についての評価を検討する。

④ 外来における乳幼児の診療を評価するため、乳幼児加算の引上げを検討する。

重点課題 1－3 急性期後の受け皿としての後方病床・在宅療養の機能強化について

(1) NICUの満床状態の解消が周産期救急医療における課題となっていることから、NICU入院中の患者等についての退院支援を評価する。また、NICUの後方病床や在宅での療養へと円滑に移行することができるようNICUの後方病床について評価の引上げを行う。

① NICUに入院する患者等に係る退院調整加算を新設する。

② NICUからハイリスク児を直接受け入れる後方病床のうち、新生児治療回復室（GCU）について、新生児入院医療管理加算に代えて、新たな

評価区分を新設する。

- ③ 超重症児（者）入院診療加算の判定基準を見直し、評価を引き上げるとともに、その要件を緩和する。また、有床診療所における同加算の算定を認める。さらに、在宅療養を行っている超重症児（者）が入院した場合について、在宅療養の継続を支援する観点から、加算を新設する。
- ④ 障害者病棟等において、NICUに入院していた患者を受入れた場合についての加算を新設する。

(2) 急性期医療を支えるためには、急性期医療の後方病床を確保するとともに、在宅療養中の患者や介護保険施設の入所者を必要に応じて入院させられる病床を確保することが重要であることから、地域医療を支える有床診療所や療養病棟においてこのような患者を受け入れた場合を評価する。

- ① 地域医療を支える有床診療所の一般病床において、急性期の入院医療を経た患者、在宅療養中の患者や介護保険施設の入所者を必要に応じて受け入れた場合の入院早期の評価を新設する。また、複数の医師を配置している場合の評価に関し、地域医療を支えている有床診療所についての評価を引き上げる。併せて、診療所後期高齢者医療管理料は廃止する。
- ② 病院の療養病床及び有床診療所の療養病床において、急性期の入院医療を経た患者、在宅療養中の患者や介護保険施設の入所者を必要に応じて受け入れた場合についての評価を新設する。

重点課題 1－4 手術の適正評価について

我が国の外科手術の成績は国際的に高い水準にあるが、他の診療科と比較して負担が増加していることもあり、外科医数は減少傾向にある。我が国における手術の技術水準を確保するため、手術料については、重点的な評価を行う。なお、評価に当たっては、外科系学会社会保険委員会連合（外保連）作成による「手術報酬に関する外保連試案」の精密化が進んでいるため、これを活用する。

- ① 「手術報酬に関する外保連試案第7版」を活用し、概ね手術料全体の評価を引き上げる。また外科系の診療科で実施される手術や小児に対する手術など、高度な専門性を必要とする手術をより高く評価する。
- ② 先進医療専門家会議における検討結果を踏まえ、先進医療技術の評価を行い、新規手術の保険導入を行う。
- ③ 診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、

新規保険収載提案手術の評価を行い、新規技術の保険導入を行う。

【重点課題 2】 病院勤務医の負担の軽減（医療従事者の増員に努める医療機関への支援）

重点課題 2－1 入院医療の充実を図る観点からの評価について

- (1) 人的資源を集中的に投入し、充実した急性期の入院医療を提供している医療機関における早期の入院医療を中心とした評価を行う観点から、以下の見直しを行う。
 - ① 一般病棟入院基本料において、入院早期の加算の引上げを行う。
 - ② 一般病棟入院基本料等の 7 対 1 及び 10 対 1 入院基本料において、月平均夜勤時間を 72 時間以内とする要件だけを満たせない場合の評価を新設する。
 - ③ 入院基本料の届出の状況等にかんがみ、準 7 対 1 入院基本料を廃止する。
 - ④ 医療経済実態調査の結果等を踏まえ、一般病棟入院基本料における 15 対 1 入院基本料の評価を適正化することを検討する。
 - ⑤ 後期高齢者特定入院基本料について、名称から「後期高齢者」を削除するとともに、75 歳以上に限定していた対象年齢の要件を廃止する。
- (2) 手厚い人員体制により、多職種が連携したより質の高い医療の提供や、病院勤務医の負担軽減にも寄与するような取組を評価する。
 - ① 急性期の入院医療を担う 7 対 1 入院基本料及び 10 対 1 入院基本料について、一般病棟用の重症度・看護必要度の基準を満たす患者の割合が一定以上等の場合に、看護補助者の配置の評価を新設する。
 - ② 栄養管理や呼吸器装着患者の離脱に向けた管理等について、多職種からなるチームによる取組の評価を試行的に導入するとともに、導入後にその影響について検証を行う。また、後期高齢者退院時栄養・食事指導料は廃止する。

重点課題 2－2 医師の業務そのものを減少させる取組に対する評価について

- (1) 軽症救急の増加等により、病院勤務医の勤務状況が未だ厳しいことから、その負担を軽減するための取組を推進するため、以下の見直しを行う。

- ① 病院勤務医の負担を軽減する体制を要件とした診療報酬項目を拡大するとともに、より勤務医の負担軽減につながる体制を要件とする。
- ② 救急病院等を受診した軽症患者について、一定の条件を満たした場合には、医療保険の自己負担とは別に、患者から特別な料金を徴収することを可能にすることを検討する。

(2) 医師事務作業補助体制加算について、より多くの医師事務作業補助者を配置した場合の評価を設けるとともに、評価の引上げ及び要件の緩和を行う。

重点課題 2－3 地域の医療機関の連携に対する評価について

(1) 地域の医療機関や介護サービス等も含めた連携を通して、個々の患者に対し適切な場所での療養を提供する観点から、以下の見直しを行う。

- ① 従来の退院調整加算について、手厚い体制で退院調整を行う場合の評価を新設するとともに、名称を変更する。
- ② 後期高齢者退院調整加算について、退院後に介護サービスを導入する際に必要な調整を評価する観点から、名称変更及び対象年齢の拡大を行う。

(2) 地域医療を支える有床診療所について、手厚い人員配置や後方病床機能等に対する評価を拡充する。

- ① 手厚い看護職員の配置を行う有床診療所の評価を新設する。
- ② 地域医療を支える有床診療所において、急性期の入院医療を経た患者、在宅療養中の患者や介護保険施設の入所者を必要に応じて受け入れた場合の入院早期の評価を新設する。また、複数の医師を配置している場合の評価に関し、地域医療を支えている有床診療所についての評価を引き上げる。
(重点課題 1－3－(2)－① 再掲)
- ③ 有床診療所における重症児等の受入れを評価する。(重点課題 1－3－(1)－③ 再掲)

重点課題 2－4 医療・介護関係職種との連携に対する評価について

入院後早期から、退院後の生活を見通した診療計画を策定し、それに基づいた医療・介護の連携を行うことが重要であることから、以下の評価を行う。

- ① 地域連携診療計画において、連携病院を退院した後の通院医療・通所リ

ハビリテーション等を担う病院・診療所・介護サービス事業所等も含めた連携と情報提供が行われている場合の評価を新設する。

- ② 退院後に介護サービスの導入や変更が見込まれる患者に対し、見込みがついた段階から、入院中の医療機関の医療関係職種がケアマネージャーと共同で患者に対し、介護サービスの必要性等について相談や指導を行うとともに、退院後の介護サービスに係る必要な情報共有を行った場合の評価を新設することを検討する。

I 充実が求められる領域を適切に評価していく視点

I-1 がん医療の推進について

- (1) がん医療については、がん対策推進基本計画において、がん診療連携拠点病院が医療提供の拠点施設として位置付けられていることを踏まえ、がん診療連携拠点病院におけるカンサーボードの開催、院内がん登録の更なる充実も含めて、一層の評価を行うことを検討する。また、がん診療連携拠点病院を中心とした地域の医療機関との連携による一連の治療計画の整備が進んでおり、このように、患者が身近な環境で質の高いがん医療を受けられる医療提供体制を推進する観点から、その評価を行う。
- (2) がん治療においては治療法が多様化しており、これを適切に評価する観点から、以下の見直しを行う。
- ① 複雑化した外来化学療法に対応するため、外来化学療法加算の評価を引き上げる。また、質を担保した上で、老人保健施設入所者に対する抗悪性腫瘍剤の注射の算定を可能にする。
- ② 放射線治療病室のさらなる評価を行う。
- ③ 患者ががんの診断を受け告知される際には多面的な配慮がなされた環境で十分な説明を受ける必要があることからその評価を検討する。
- (3) がん患者がより質の高い療養生活を送ることができるようにするため、外来におけるがん性疼痛緩和の質の向上や入院における緩和ケア診療の充実、がんの疾患特性に配慮したリハビリテーション料を新設する。

I－2 認知症医療の推進について

- (1) 認知症に係る入院医療については、入院早期における認知症の行動・心理症状（ＢＰＳＤ）や身体合併症等に対する対応が重要であることから、入院早期を重点的に評価することを検討するとともに、名称を変更する。
- (2) 認知症患者に対して、専門的医療機関において診断と療養方針の決定を行い、かかりつけ医がその後の管理を行うことについての評価の新設を検討する。

I－3 感染症対策の推進について

- (1) 新型インフルエンザの大流行により、入院患者が急増して病床確保のために療養病床を使用する場合について、一般病棟入院基本料の算定を認め、検査や投薬等については出来高での算定を可能にする。
- (2) 新型インフルエンザ等、新興感染症が発生した際に対応するため、陰圧管理環境整備に対する評価を行う。また、結核医療については、感染症法における退院基準を踏まえた見直しを行う。
 - ① 結核病棟における平均在院日数要件を見直す。
 - ② 患者数の減少等を踏まえ、小規模な結核病棟についてユニット化のルールを明確化するとともに、病床種別ごとに平均在院日数の計算を行うこととする。

I－4 肝炎対策の推進について

肝炎のインターフェロン治療について、副作用の不安を解消するための詳細な説明や、長期間の通院が必要な患者の利便性に配慮して専門医とかかりつけ医との連携により治療を継続しやすくする取組についての評価を新設する。

I－5 質の高い精神科入院医療等の推進について

- (1) 精神科急性期入院医療の評価
 - ① 精神科病棟において、15 対 1 を超えた手厚い看護体制を提供している病棟について、看護配置区分の評価を新設するとともに、入院患者の重症

度に関する基準を導入する。

- ② 精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・合併症入院料について、その早期の評価を引き上げるとともに、精神科急性期治療病棟入院料の施設基準の見直しや、医療観察法に基づく入院患者に関する要件緩和を行う。
- ③ 精神疾患、身体疾患の双方について治療を行った場合の評価である精神科身体合併症管理加算を引き上げる。

(2) 精神科慢性期入院医療の評価

- ① 入院期間が5年を超える長期入院患者が直近1年間で5%以上減じた実績のある医療機関を評価する精神科地域移行実施加算について、評価を引き上げる。
- ② 統合失調症患者に対して投与する抗精神病薬の種類数を国際的な種類数と同程度としていることを評価することを検討する。
- ③ 精神療養病床について、患者の状態像によらず一律の評価となっていることを見直し、重症度に応じた加算を新設する。

(3) 専門的入院医療の評価

- ① 発達障害や思春期うつ病などの児童思春期の精神疾患患者の治療を行う専門病棟の評価を引き上げる。
- ② 個人の特性等に配慮した特別な医学的ケアを必要とする強度行動障害児に対する入院医療についての評価を新設する。
- ③ 自殺との関連性も指摘されている重度のアルコール依存症治療に関して、高い治療効果が得られる専門的入院医療について、新たに評価を行うことを検討する。
- ④ 治療抵抗性を示すことの多い摂食障害について、専門的な入院医療に対する評価を新設する。

(4) 地域における精神医療の評価

- ① 精神科専門療法について、病院と診療所で異なった評価になっている点を見直すとともに、長時間に及ぶものについての評価を引き上げる。また、うつ病に対する効果が明らかとなっている認知行動療法についての評価を新設する。
- ② 精神科デイ・ケア等について、精神障害者の地域移行を推進するために、早期の地域移行についての評価を行う。

I－6 歯科医療の充実について

- (1) 障害者歯科医療の充実を図る観点から、障害者のう蝕や歯周疾患等が一般の患者に比べて重症化しやすいことを踏まえ、よりきめ細かな口腔衛生指導等の評価を行うとともに、歯科治療が困難な障害者を受け入れている病院歯科等の機能について、必要な評価を行う。
- (2) 歯科疾患や義歯の管理に係る情報提供については、患者の視点に立って、より分かりやすく、かつ的確に行われるよう、必要な見直しを行う。
- (3) 生活の質に配慮した歯科医療を充実する観点から、義歯修理等において、歯科技工士の技能を活用している歯科医療機関の取組の評価を検討する。また、先天性疾患を有する小児患者に対する義歯の適応症の拡大及び脳血管障害等の患者に対する歯科医学的アプローチによる咀嚼機能等の改善の評価を行う。
- (4) 歯科医療技術については、医療技術評価分科会や先進医療専門家会議における検討を踏まえつつ、併せて、以下のとおり、適切な評価を行う。
 - ① 歯周疾患やう蝕等に対する歯科固有の技術について、重要度、難易度、必要時間等に係る新たな知見等も参考としつつ、適切な評価を行う。
 - ② 有床義歯の治療について、義歯管理体系の更なる定着を図る観点から、診療実態も踏まえて、義歯調整等の評価を行う。
 - ③ 診療報酬体系の簡素化等を図る観点から、歯科医療技術の特性や普及・定着度等を踏まえ、評価の在り方等必要な見直しを行う。
 - ④ 医科歯科共通の医療技術のうち、医科診療報酬の検討と並行して検討すべき歯科医療技術について、評価の在り方等必要な見直しを行う。

I－7 手術以外の医療技術の適正評価について

- (1) 先進医療専門家会議における検討結果を踏まえ、先進医療技術の評価を行い、保険導入を行う。
- (2) 診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、医療技術の評価及び再評価を行い、新規技術の保険導入又は既存技術の診

療報酬上の評価の見直しを行う。

I－8 イノベーションの適切な評価について

- ※1 イノベーションの評価については、薬価専門部会の議論を踏まえてとりまとめられた「平成 22 年度薬価制度改革の骨子」及び保険医療材料専門部会の議論を踏まえてとりまとめられた「平成 22 年度保険医療材料制度改革の骨子」を参照のこと。
- ※2 後発医薬品の使用促進等については、IV－1 後発医薬品の使用促進について（24 頁）を参照のこと。

II 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点

II－1 医療の透明化に対する評価について

医療の透明化を推進する観点から以下の取組を行う。

- ① 明細書の発行が義務付けられる医療機関の対象を拡大する。また、保険薬局についても同様に義務付けを行う。
- ② 電子化加算について、医療のIT化や明細書の発行の推進のための点数として見直す。
- ③ 調剤レセプトと医科レセプト等の突合を効率的に行えるようにする観点から、処方箋及び調剤レセプトの様式を見直し、医療機関コード等を記載することとする。

II－2 診療報酬を患者等に分かりやすいものとするに対する評価について

(1) 再診料、外来管理加算等

- ① 再診料について、病院と診療所の機能分担の観点からそれぞれ異なる点数が設定されているが、同一のサービスには同一の価格であることが分かりやすいことから、病院と診療所の再診料を統一する方向で検討する。
- ② 外来管理加算については、一定の処置や検査、リハビリテーション等を必要としない患者に対して、それらを行わずに計画的な医学管理を行った際の評価であったが、平成 20 年度診療報酬改定において、概ね 5 分以上

の懇切丁寧な説明を行った際の加算として意義づけの見直しを行った。この見直しについては、必ずしも5分という時間の要件が診察の満足度等に関係するとは言えないことから、時間の目安は廃止した上で、点数設定や新たな要件について検討する。

(2) 患者からみて難解と思われる歯科用語の見直しや、臨床内容と算定項目の名称が必ずしも一致していないと思われる項目について、算定項目として明示する等の見直しを行う。

(3) 在宅訪問診療

- ① 在宅患者訪問診療料については、平成20年度診療報酬改定において、在宅患者訪問診療料2を新設し、施設等に居住する患者に対して訪問診療等を行った場合の評価として、複数回の算定も可能にしたところ。一方で、在宅患者訪問診療料2に該当しないマンションなどに居住する複数の患者に対して訪問診療を行った場合には、在宅患者訪問診療料1を複数回算定でき、点数設定の不合理が指摘されているところ。このような状況を踏まえ、在宅患者訪問診療料1・2の算定対象の見直しを行う。
- ② 居住系施設入居者等訪問看護・指導料、訪問看護基本療養費(Ⅲ)についても同様に算定対象を見直す。

(4) わかりやすい点数設定について

- ① 特定集中治療室管理料の重症者の割合に応じた加算については、その加算要件が既に施設基準に含まれていることを踏まえ、簡素化の観点から加算を廃止して特定入院料を引き上げる。
- ② 入院中の患者に対して対診を行う場合及び入院中の患者が他の医療機関を受診する場合の診療報酬の算定方法について、現場の状況を確認した上で、分かりやすい体系に整理する。

Ⅱ－3 医療安全対策の推進について

医療安全対策については、医療の高度化、複雑化、患者の高まるニーズに対応するため、更なる充実を図る必要があることから、以下の見直しを行う。

- ① 医療安全対策加算については、評価の引上げを行うとともに、より多くの病院において医療安全対策を推進する観点から、質を担保しつつ、要件を緩和した評価を新設する。また、感染症の専門的な知識を有する医療関

係職種から構成されるチームによる病棟回診や、抗生剤の適正使用の指導・管理等の感染防止対策の取組の評価を行う。

- ② 医療機関における医薬品安全性情報等の管理体制の更なる充実を図るため、
- ・ 専任の医薬品安全管理責任者を配置し、
 - ・ 医薬品情報管理室において、医薬品の投薬及び注射の状況や外部から入手した副作用等の情報を一元的に管理するとともに、
 - ・ その評価結果等を関連する医療関係者に速やかに周知し、必要な措置を速やかに講じることができる体制の評価を行う。
- ③ 医療機器の安全使用を推進するため、医療機器の安全管理に関し、さらなる評価を行う。
- ④ 専任の医師又は専任の臨床工学技士を配置し、使用する透析液についての安全性を確保して人工透析を実施する場合の評価について検討する。

Ⅱ－４ 患者一人一人の心身の特性や生活の質に配慮した医療の実現に対する評価について

- (1) 現在、人工腎臓は入院と外来において評価が分かれているが、全身状態が安定している入院中の患者に対して慢性維持透析を実施する場合は、外来と同様の医療が提供されていると考えられることから、実態に合わせた評価体系に見直すことを検討する。

また、人工腎臓における合併症防止の観点から、使用する透析液についての安全性を向上させるためのより厳しい水質基準への取組を評価することを検討する。（Ⅱ－３－④ 再掲）

- (2) 医療技術の進歩により、在宅で提供できる医療の分野が拡大していることから、患者が在宅で、より専門的な医療を受けることができるように、在宅の血液透析をさらに評価するとともに、在宅血液透析を行う際の人工腎臓の算定を可能にする。併せて、在宅腹膜透析を行う際についても同様に人工腎臓の算定を可能にすることを検討する。また、難治性皮膚疾患に関する指導管理料を新設する。
- (3) 患者の状態に応じた訪問看護の充実を図るため、重度の褥瘡の処置等への評価や、医療依存度が高い等利用者の身体的理由や暴力・迷惑行為による看護の困難事例等に対し、複数名で訪問を行う場合について評価を新設

する。

Ⅱ－５ 疾病の重症化予防について

- (1) リンパ節郭清の範囲が大きい乳がん、子宮がん等の手術後に発症する四肢のリンパ浮腫について、より質の高い指導につなげるため、入院中に加えて外来において再度指導を行った場合のリンパ浮腫指導管理料の算定を可能にする。
- (2) 障害者歯科医療の充実を図る観点から、障害者のう蝕や歯周疾患等が一般の患者に比べて重症化しやすいことを踏まえ、よりきめ細かな口腔衛生指導等の評価を行うとともに、歯科治療が困難な障害者を受け入れている病院歯科等の機能について、必要な評価を行う。（Ⅰ－６－(1) 再掲）

Ⅲ 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点

Ⅲ－１ 質が高く効率的な急性期入院医療等の推進について

- (1) D P C（急性期入院医療の診断群分類に基づく日額包括評価）

D P Cは、病院から詳細な診療内容に係るデータを収集し、そのデータに基づき診療報酬を規定する包括評価制度であり、医療の効率化や透明化等について一定の効果があつたと認められているところである。

 - ① D P Cにおける診療報酬においては、これまで、制度の円滑な導入のため調整係数を用いて評価を行ってきた。この調整係数の役割として
 - ア 出来高から包括に移行する際の、激変緩和としての前年度並の収入確保
 - イ 重症患者への対応能力・高度医療の提供能力等、診断群分類に基づく評価のみでは対応できない病院機能の評価等を果たしていたと考えられるが、「ア」の役割については段階的に廃止するとともに、「イ」の役割について新たな機能評価係数として評価する。具体的な指標として、データ提出、効率性、複雑性、カバー率について導入するとともに、救急医療及び地域医療について導入を検討する（指標の名称はいずれも仮称）。

また、病棟薬剤師の配置に着目した評価の導入について検討する。

② 診断群分類点数表については、

ア 臨床現場の診療実態や技術革新等に基づく分類の精緻化

イ 実際の入院期間毎の医療資源の投入量にあったものとするため、診断群分類ごとの入院期間に応じた点数設定の３種類への変更等の対応を行う。

③ 診断群分類点数表において包括的に評価してきた項目のうち、無菌製剤処理料、術中迅速病理組織標本作製、ＨＩＶ感染症に使用する抗ウイルス薬（ＨＩＶ感染症治療薬）、血友病等に使用する血液凝固因子製剤及び慢性腎不全で定期的に実施する人工腎臓及び腹膜灌流については、出来高により評価することとする。

また、検体検査管理加算については、機能評価係数により評価することとする。

(2) 一般病棟入院基本料、専門病院入院基本料及び特定機能病院入院基本料（一般病棟）の 10 対 1 入院基本料について、一般病棟用の重症度・看護必要度に係る評価票を用い継続的な測定を行い、その結果に基づき評価を行っていることを要件とする加算を新設する。

(3) 特定機能病院等の大規模病院においては、高度な医療の提供が求められており、検査の質を確保する観点から、検体管理加算により充実した体制の評価を新設する。また、複数の麻酔科標榜医の監督下において安全な麻酔管理を行う場合の評価を麻酔管理料に新設する。

(4) 急性期医療に引き続き入院医療を提供する療養病棟について、より質の高い医療を評価する観点から以下の見直しを行う。

① 医療療養病棟における入院患者の重症化傾向等を考慮して人員配置の要件を見直すとともに、医療経済実態調査の結果等を踏まえて療養病棟入院基本料の適正化を行う。また、慢性期包括医療の質を向上させる取組を推進するため、患者の病像や提供されている医療サービスに関するデータ提出を要件化することを検討する。

② 病院の療養病床及び有床診療所の療養病床において、急性期の入院医療を経た患者、在宅療養中の患者や介護保険施設の入所者を必要に応じて受け入れた場合についての評価を新設する。（重点課題 1－3－(2)－②再掲）

- ③ 平成 18 年度改定及び平成 20 年度改定において実施した特殊疾患病棟や障害者施設等から療養病棟に転換した場合等に対する経過措置について、平成 23 年度末まで延長する。

Ⅲ－２ 回復期リハビリテーション等の推進について

- (1) 各疾患の特性を踏まえた発症早期からのリハビリテーションが充実できるよう、疾患別のリハビリテーションについて、以下の見直しを行う。
- ① 脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅰ)及び(Ⅱ)の評価を引き上げるとともに、廃用症候群に対するリハビリテーションについて、その疾患特性に応じた評価を行う。
 - ② 運動器リハビリテーションについて、より充実した人員配置を評価した新たな区分を新設する。
 - ③ 心大血管疾患リハビリテーションについて、質を担保しながら実施可能な施設の充実を図る観点から、配置されている医師の要件等について見直しを行う。
 - ④ 発症早期に行われるリハビリテーションを評価するため、早期リハビリテーション加算を引き上げる。
 - ⑤ 維持期のリハビリテーションについては、平成 21 年度介護報酬改定において充実が図られたが、その実施状況にかんがみ、今回の診療報酬改定においては、介護サービスが適切と考えられる患者に対して介護サービスに係る情報を提供することを要件として、維持期における月 13 単位までのリハビリテーションの提供を継続する。
- (2) 回復期や亜急性期における質の高いリハビリテーションの提供を評価する観点から、リハビリテーションを目的として入院する病棟の評価について、以下の見直しを行う。
- ① 回復期リハビリテーション病棟入院料について、その病棟において提供すべき単位数の基準の設定や、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 の重症患者の割合の引上げを行うとともに、入院料を引き上げる。
 - ② 回復期リハビリテーション病棟において、土日を含めいつでもリハビリテーションを提供できる体制をとる病棟の評価や、集中的にリハビリテーションを行う病棟に対する評価を新設する。
 - ③ 亜急性期入院医療を提供する病室において、急性期後の患者や急性増悪した在宅患者を受け入れ、密度の高い医療を行うとともに、急性期後のリ

ハビリテーションを提供していることの評価を新設する。

- (3) がん患者や難病患者などに対する疾患の特性に配慮したリハビリテーションを提供する観点から、以下の見直しを行う。
- ① がんに対して入院加療を行っている患者に対して、疾患特性に配慮し、個別のリハビリテーションを提供した場合のリハビリテーション料を新設する。（Ⅰ－１－(3) 再掲）
 - ② 難病患者リハビリテーション料を引き上げることにより、療養上必要な食事を提供した場合も包括して評価を行うとともに、短期集中リハビリテーション実施加算を新設する。また、精神科デイ・ケア、重度認知症患者デイ・ケア等についても同様の見直しを行う。

Ⅲ－３ 在宅医療の推進について

- (1) 患者が安心して在宅医療を受けることができるように、在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時医学総合管理料に在宅移行早期を評価した加算を検討するとともに、在宅療養支援診療所等と他医療機関が連携して在宅医療を行った場合に在宅療養指導管理料の算定を可能にする。また、在宅療養支援病院については要件の変更を行うことにより拡充を図る。
- (2) 患者・家族が在宅医療を受けるにあたって、症状増悪の緊急時や看取り等の対応への不安は強いため、このような場合に手厚い対応が行われるように往診料の評価を引き上げる方向で検討するとともに、ターミナルケア加算の要件を緩和する。また、小児における在宅医療については、患者数が少ないことや専門性を要するため十分に普及していない状況にかんがみ、在宅患者訪問診療料に小児加算を新設する。
- (3) 医療技術の進歩により、在宅で提供できる医療の分野が拡大していることから、患者が在宅で、より専門的な医療を受けることができるように、在宅の血液透析をさらに評価するとともに、在宅血液透析を行う際の人工腎臓の算定を可能にする。併せて、在宅腹膜透析を行う際についても同様に人工腎臓の算定を可能にすることを検討する。また、難治性皮膚疾患に関する指導管理料を新設する。（Ⅱ－４－(2) 再掲）
- さらに、在宅医療に移行した重症児（者）等に関する療養の継続を支援する観点から、病院や有床診療所が入院を受け入れた場合の評価を新設する。

Ⅲ－４ 訪問看護の推進について

- (1) 患者のニーズに応じた訪問看護の推進として、週４日以上訪問看護が必要な利用者に対し、訪問看護療養費の算定が可能な訪問看護ステーション数の制限を緩和する。また、訪問看護管理療養費を引き上げるとともに、訪問看護管理療養費の算定の要件として安全管理体制の整備を加え、訪問看護の質のさらなる向上を図る。
- (2) 乳幼児への訪問看護については、児の特徴を踏まえた吸引や経管栄養等の医療的処置に加え、両親の精神的支援といった看護ケアが必要であることから、６歳未満の乳幼児への訪問看護について評価を行う。
- (3) 在宅患者の看取りについては、死期が迫った患者やその家族の不安、病状の急激な変化等に対して、頻回にわたる電話での対応や訪問看護などによるターミナルケアを行っている場合には、死亡診断を目的として医療機関に搬送された場合においても評価を行う。
- (4) 患者の状態に応じた訪問看護の充実を図るため、重度の褥瘡の処置等への評価や、医療依存度が高い等利用者の身体的理由や暴力・迷惑行為による看護の困難事例等に対し、複数名で訪問を行う場合について評価を新設する。(Ⅱ－４－(3) 再掲)

Ⅲ－５ 在宅歯科医療の推進について

在宅歯科医療をより一層推進する観点から、以下の見直しを行う。

- ① 現在の歯科訪問診療の評価体系について、歯科訪問診療の実情も踏まえ、より分かりやすい体系とするために、必要な見直しを行う。
- ② 在宅歯科医療が必要な患者の心身の特性を踏まえたよりきめ細かな歯科疾患の管理等について、必要な評価を行う。
- ③ 在宅における歯科治療が困難な患者を受け入れている病院歯科等の機能について、必要な評価を行う。
- ④ 地域における在宅歯科医療に係る十分な情報提供の推進や、医科医療機関や介護関係者等との連携促進を図る観点から、必要な評価の見直しを行

う。

Ⅲ－６ 介護関係者を含めた多職種間の連携の評価について

退院後の介護サービスのスムーズな導入を図るため入院後早期からの介護サービス導入の必要性の検討や、ケアマネージャーとの連携の評価を行う。

- ① 病状の安定後早期に総合的な機能評価を行うことを評価した後期高齢者総合評価加算について、名称から「後期高齢者」を削除するとともに、評価の内容に、退院後を見越した介護保険によるサービスの必要性等を位置付け、対象者を65歳以上の患者等に拡大する。
- ② 退院後に介護サービスの導入や変更が見込まれる患者に対し、見込みがついた段階から、入院中の医療機関の医療関係職種がケアマネージャーと共同で患者に対し、介護サービスの必要性等について相談や指導を行うとともに、退院後の介護サービスに係る必要な情報共有を行った場合の評価を検討する。（重点課題2－4－② 再掲）

Ⅲ－７ 調剤報酬について

- (1) 長期投薬時における一包化薬調剤料と内服薬調剤料の差を縮めるため、一包化薬調剤料を見直し、内服薬調剤料の加算として位置付けた上で長期投薬時の評価を適正化するなど、患者に分かりやすい点数体系とする。
また、併せて、長期投薬の増加を踏まえ、現行22日分以上の調剤料が一律となっている内服薬調剤料について適切な評価を行う。
- (2) 湯薬の調剤料について、投薬日数の伸びとそれに伴う調剤に要する手間にかんがみ、適切な評価を行う。
- (3) 特に安全管理が必要な医薬品（ハイリスク薬）が処方された患者に対し、調剤時に関連副作用の自覚症状の有無を確認するとともに、服薬中の注意事項等について詳細に説明した場合の評価を新設する。
- (4) 処方せん受付回数が4,000回超/月等の場合に適用される調剤基本料の特例について、夜間・休日等の対応や訪問薬剤管理指導を行い、地域医療を支える薬局であっても、近隣に比較的規模の大きい病院が1つしかないために、結果として適用となる場合があることから、時間外加算等や在宅患

者訪問薬剤管理指導料の算定に係る処方せんについて受付回数から除いた上で特例の適用の要否を判断することや評価の引上げを行うことなど、所要の見直しを行う。

Ⅳ 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点

Ⅳ－１ 後発医薬品の使用促進について

- (1) 薬局における後発医薬品の調剤を促すため、調剤基本料の後発医薬品調剤体制加算の要件（処方せんベースでの後発医薬品の調剤率 30%以上）を変更し、数量ベースでの後発医薬品の使用割合で規定することとする。

具体的には、使用割合が 20%以上、25%以上及び 30%以上の場合に段階的な加算を適用することとし、特に 25%以上及び 30%以上の場合を重点的に評価することとする。

- (2) 薬局の在庫管理の負担を軽減する観点から、「変更不可」欄に署名等のない処方せんを受け付けた薬局において、

- ① 変更調剤後の薬剤料が変更前と同額又はそれ以下であり、かつ、
- ② 患者に説明し同意を得ること

を条件に、処方医に改めて確認することなく、処方せんに記載された先発医薬品又は後発医薬品と含量規格が異なる後発医薬品の調剤を認めることとする。

また、同様の観点から、患者に説明し同意を得ることを条件に、処方医に改めて確認することなく、処方せんに記載された先発医薬品又は後発医薬品について、類似した別剤形の後発医薬品の調剤を認めることとする。

なお、薬局において、含量規格が異なる後発医薬品又は類似した別剤形の後発医薬品への変更調剤を行った場合には、調剤した薬剤の銘柄、含量規格、剤形等について、当該処方せんを発行した医療機関に情報提供することとする。

- (3) 医療機関における後発医薬品の使用を進めるため、薬剤部門が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ院内の薬事委員会等で採用を決定する体制を整えるとともに、後発医薬品の採用品目数の割合が 20%以上の医療機関について、薬剤料を包括外

で算定している入院患者に対する入院基本料の加算として、評価を行う。

- (4) 外来患者が、より後発医薬品を選択しやすいようにするため、保険医療機関及び保険医療費担当規則等において、保険医は、投薬又は処方せんの交付を行うに当たって、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない旨を規定することとする。

Ⅳ－２ 市場実勢価格等を踏まえた医薬品・医療材料・検査の適正評価について

医薬品、医療材料、検査等について、市場実勢価格等を踏まえた適正な評価を行う。

Ⅳ－３ 相対的に治療効果が低くなった技術等の適正な評価について

- (1) 画像診断において、新しい技術への置き換えが着実に進むよう、適正な評価体系に見直す。
- (2) 検査、処置及び手術については、診療行為の実態や用いている医療機器の価格を踏まえて診療科間の平準化を図る観点から、適正な評価体系に見直す。

V 後期高齢者医療の診療報酬について

後期高齢者診療料、後期高齢者終末期相談支援料は廃止する。これ以外の項目については、「後期高齢者」という名称は用いないこととするとともに、各項目の趣旨を踏まえた見直しを行い、原則として対象者を全年齢に拡大する。

救命救急センターの救急外来を受診する 軽症患者について

第1. 基本的考え方

近年、救急医療機関を受診する軽症患者が増加している一方、医師が患者に協力して欲しい内容として、軽症の場合は近隣の診療所を受診して欲しい、休日・夜間の受診は避けて欲しいとの調査結果も示されている。

このような状況も踏まえ、救命救急センターの医師の負担を軽減する観点から、他の医療機関からの紹介のない軽症患者が救命救急センターの救急外来を受診した場合については、一定の条件を付した上で、医療保険の自己負担とは別に予約診療・差額ベッドなどと同様の選定療養として、患者から特別な料金を徴収することを可能にする。

第2. 具体的内容

救命救急センター（平成22年1月1日現在、全国で221施設）の救急外来を受診しようとする患者に関して、医師等が事前に状態等の確認を行った結果、軽症であることが確認され、別途費用の徴収が発生する可能性があることを説明したにもかかわらず、患者の選択により診療を実施した場合については、医療保険の自己負担とは別に、患者から特別な料金の徴収を可能とする。

[具体的な要件(案)]

- ・ 軽症患者に該当するか否かは、診察の前に、医師又は経験を有する看護師が判断する。その基準は、学会等が示すトリアージの基準を参考に、各医療機関が策定する。
- ・ 軽症患者に該当し、特別の料金を徴収される可能性がある旨は、診療前に患者側に伝える。
- ・ この軽症患者の基準や特別の料金を徴収される旨は、院内掲示するとともに、ホームページ等で公表する。
- ・ なお、診療後に軽症の状態に当たらなかったことが判明した場合や入院が必要となった場合等は、特別な料金の徴収はできないものとする。

[救命救急センターの救急外来を受診する際に特別な料金の徴収対象とされる典型例]

- ・ 海外旅行なのでいつもの薬を長期処方して欲しいと言って来院する患者
- ・ 虫刺されがかゆいと言って来院する患者
- ・ 指に刺さった小さなトゲを抜いてほしいと言って来院する患者

がん診療連携拠点病院の整備について

第1 現状

- 1 現行、がん診療連携拠点病院加算を算定するためには、その施設基準として、「がん診療連携拠点病院の整備について（平成20年3月1日付け厚生労働省健康局長、通知）」を満たすこととされている。

この「がん診療連携拠点病院の整備について」は、拠点病院の診療機能として、集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供を求めており、その中でがん診療連携拠点病院の設置、院内がん登録の実施等を掲げている。

- 2 また、現行の医師事務作業補助体制加算においては、当該加算の対象となる業務として、院内がん登録等の統計・調査業務が明示されており、また、がん登録の基盤となる病院内の診療記録の保管・管理業務についても現行の診療録管理体制加算において評価されている。

第2 1月13日の中医協総会での意見

1. がん診療連携拠点病院をさらに評価すべき
2. 院内がん登録をさらに評価すべき

第3 提案内容

がん医療については、がん対策推進基本計画において、がん診療連携拠点病院が医療提供の拠点施設として位置づけられていることを踏まえ、がん診療連携拠点病院におけるがん診療連携拠点病院の開催、院内がん登録の更なる充実も含めて、一層の評価を行うことを検討する。

DPC における病棟薬剤師配置の評価について

第1. 経緯

- 平成22年改定でDPCに導入する新たな機能評価係数について、DPC評価分科会での整理を経て、最終的に7つの具体的指標が中医協において検討された。
- この中で「チーム医療の評価」については、急性期医療において、様々な専門職種がチームとして質の高い医療を提供する取組みを評価することは重要との理解が得られる一方で、チーム医療の概念・定義や具体的な評価指標を設定するには更なる検討が必要であるとの指摘があり、更に、チーム医療の評価はDPC病院だけの課題ではなく、出来高も含めた診療報酬全体で整理すべきであるとの意見も踏まえ、その取扱いについては、今後更に検討することとされた（平成21年12月16日基本小委）。
- 前回中医協総会での議論（平成22年1月13日）において、特に病棟で勤務する薬剤師の配置について、DPCでの評価を求める意見があり、今回改定での対応案について事務局で整理することとされた。

第2. 提案内容

- チーム医療の概念やその評価の在り方などについては、引き続き検討する必要があることから、平成22年改定以降に継続されるDPC機能評価係数の在り方の議論の中で検討することとしてはどうか。
- 一方、病棟における薬剤管理指導などの病棟薬剤師の業務について、病棟への配置に着目した評価手法を導入することにより、薬剤師の病棟配置を評価することとしてはどうか。

第3. 具体的内容

現在、DPC対象病院において出来高で算定されている薬剤管理指導料を、薬剤師の病棟配置を評価する機能評価係数として評価することを検討してはどうか。

平成22年度診療報酬改定について、皆様からの御意見をお聞かせ
いただきたいと思います。

**「平成22年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」に
関するご意見の募集について**

平成22年1月15日

中央社会保険医療協議会

〔事務局：厚生労働省保険局医療課〕

平成22年度診療報酬改定については、本日、厚生労働大臣から中央社会保険医療協議会(以下「中医協」という。)に対し、昨年末の予算編成過程で決定された改定率と、社会保障審議会医療保険部会・医療部会において策定された「平成22年度診療報酬改定の基本方針」に基づいて診療報酬点数の改定案を作成するよう、諮問が行われました。

これを受けて、当協議会では、平成22年度診療報酬改定に関するこれまでの議論を踏まえ、「平成22年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」を取りまとめました。

今後は、この「現時点の骨子」を基に具体的な議論を行っていくこととしておりますが、医療の現場や患者等国民の皆様の御意見を踏まえながら、幅広く議論を進めるという観点から、今般、以下の要領により「平成22年度診療報酬に係る検討状況について(現時点の骨子)」に対する御意見を募集することといたしました。

いただいた御意見については、今後、中医協の場等で公表させていただく場合があります(個人が特定されるような情報は秘匿いたします。)

また、御意見に個別に回答することは予定しておりませんので、その旨御了承下さい。

※「平成22年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」の内容
はこちら([PDF: OKB](#))

(参考)

「平成22年度診療報酬改定について」([PDF: OKB](#))

-----【意見提出用様式】----- (Excel: OKB) (PDF: OKB)

【御意見受付期間】

平成22年1月15日(金)～1月22日(金)[必着]

【提出先】

○ 電子メールの場合

- ・kaitei@mhlw.go.jpまでお寄せ下さい。
- ・メールの題名は「平成22年度診療報酬改定に関する意見」として下さい。
- ・ご意見につきましては、必ず上に示す様式に記入の上、ファイルを電子メールに添付して提出していただきますようお願いいたします。

○ 郵送の場合

送付先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省保険局医療課 平成22年度診療報酬改定に関する意見募集担当
宛

郵送による場合も、ご意見につきましては必ず上に示す様式に記入の上、提出していただきますようお願いいたします。

※ 電話によるご意見はお受けできかねますので、あらかじめご了承下さい。

「平成22年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」への意見募集

このたびは、「平成22年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」にご意見を提出いただき、ありがとうございます。以下の要領に沿ってご意見を提出いただきますよう、よろしくお願いします。

提出されたご意見の内容について、確認させていただく場合がございますので、連絡先のご記入をお願いします。

氏 名 _____ 郵便番号 _____

住所1 _____

住所2(住所1に入りきらない場合に使用してください。)

電話番号 _____

1. ご自身の属性について (※ ①から③まで必ず全てご記入ください。)

①年齢: _____ (※ 下記1～5より対応する番号をご記入ください。)

1. 20歳未満	2. 20歳～39歳	3. 40歳～64歳
4. 65歳～74歳	5. 75歳以上	

②性別: _____ (※ 下記1・2より対応する番号をご記入ください。)

1. 男性	2. 女性
-------	-------

③職業: _____ (※ 下記1～22より対応する番号をご記入ください。)

<医療関係者以外>

1. 会社員	2. 会社役員	3. 自営業
4. 公務員	5. 教員	6. 社会福祉関係
7. パート・アルバイト	8. 学生	9. 無職

<医療関係者>

10. 医療機関経営	11. 医療機関職員(医療事務)	12. 医師(勤務)
13. 医師(開業)	14. 歯科医師(勤務)	15. 歯科医師(開業)
16. 看護師	17. 准看護師	18. 保健師
19. 助産師	20. 薬剤師(薬局勤務)	21. 薬剤師(病院勤務)
22. その他医療関係職種		

2. ご意見について

(1-1) ご意見を提出される点

(※ 7～8ページの項目一覧をご覧ください、番号を一つ選択の上、ご記入ください。
 なお、複数の項目についてご意見をいただける場合は、それぞれの
 項目についてシートを分けてご記入ください。)

◆項目番号: -

◆内 容 : _____ について

※(項目番号・内容を必ずご記入ください。)

(1-2) 上記項目に対するご意見



(つづき)

(2-1) ご意見を提出される点

(※ 7～8ページの項目一覧をご覧ください、番号を一つ選択の上、ご記入ください。
 なお、複数の項目についてご意見をいただける場合は、それぞれの
 項目についてシートを分けてご記入ください。)

◆項目番号: -

◆内 容 : について

※(項目番号・内容を必ずご記入ください。)

(2-2) 上記項目に対するご意見

Date	Time	Location	Weather	Notes
10/10/2023	08:00	Forest	Clear	Start of hike
10/10/2023	09:00	Forest	Clear	Arrived at trailhead
10/10/2023	10:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	11:00	Forest	Clear	Descending
10/10/2023	12:00	Forest	Clear	Reached base
10/10/2023	13:00	Forest	Clear	End of hike
10/10/2023	14:00	Forest	Clear	Back to car
10/10/2023	15:00	Forest	Clear	Home
10/10/2023	16:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	17:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	18:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	19:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	20:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	21:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	22:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	23:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	24:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	25:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	26:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	27:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	28:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	29:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	30:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	31:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	32:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	33:00	Forest	Clear	End of day
10/10/2023	34:00	Forest	Clear	End of day

(つづき)

(3-1) ご意見を提出される点

(※ 7～8ページの項目一覧をご覧ください、番号を一つ選択の上、ご記入ください。
 なお、複数の項目についてご意見をいただける場合は、それぞれの
 項目についてシートを分けてご記入ください。)

◆項目番号: -

◆内 容 : について

※(項目番号・内容を必ずご記入ください。)

(3-2) 上記項目に対するご意見

Date	Time	Location	Weather	Notes
10/10/2023	08:00	Forest	Clear	Start of hike
10/10/2023	09:00	Forest	Clear	Reached trailhead
10/10/2023	10:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	11:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	12:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	13:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	14:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	15:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	16:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	17:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	18:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	19:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	20:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	21:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	22:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	23:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	00:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	01:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	02:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	03:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	04:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	05:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	06:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	07:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	08:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	09:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	10:00	Forest	Clear	Reached summit

(つづき)

(4-1) ご意見を提出される点

(※ 7～8ページの項目一覧をご覧になり、番号を一つ選択の上、ご記入ください。
なお、複数の項目についてご意見をいただける場合は、それぞれの
項目についてシートを分けてご記入ください。)

◆項目番号: - _____

◆内 容 : _____ について

※(項目番号・内容を必ずご記入ください。)

(4-2) 上記項目に対するご意見

(つづき)

(5-1) ご意見を提出される点

(※ 7～8ページの項目一覧をご覧ください、番号を一つ選択の上、ご記入ください。
 なお、複数の項目についてご意見をいただける場合は、それぞれの
 項目についてシートを分けてご記入ください。)

◆項目番号: -

◆内 容 : について

※(項目番号・内容を必ずご記入ください。)

(5-2) 上記項目に対するご意見

Date	Time	Location	Weather	Notes
10/10/2023	08:00	Forest	Clear	Start of hike
10/10/2023	09:00	Forest	Clear	Reached trailhead
10/10/2023	10:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	11:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	12:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	13:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	14:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	15:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	16:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	17:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	18:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	19:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	20:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	21:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	22:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	23:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	24:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	25:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	26:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	27:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	28:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	29:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	30:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	31:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	32:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	33:00	Forest	Clear	Reached summit
10/10/2023	34:00	Forest	Clear	Reached summit

「平成22年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」項目一覧

1 「重点課題 1」救急、産科、小児、外科等の医療の再建

項目番号	内 容
1-1	地域連携による救急患者の受入れの推進について
1-2	小児や妊産婦を含めた救急患者を受け入れる医療機関に対する評価及び新生児等の救急搬送を担う医師の活動の評価について
1-3	急性期後の受け皿としての後方病床・在宅療養の機能強化について
1-4	手術の適正評価について

2 「重点課題 2」病院勤務医の負担の軽減(医療従事者の増員に努める医療機関への支援)

項目番号	内 容
2-1	入院医療の充実を図る観点からの評価について
2-2	医師の業務そのものを減少させる取組に対する評価について
2-3	地域の医療機関の連携に対する評価について
2-4	医療・介護関係職種の連携に対する評価について

3 I 充実が求められる領域を適切に評価していく視点

項目番号	内 容
3-1	がん医療の推進について
3-2	認知症医療の推進について
3-3	感染症対策の推進について
3-4	肝炎対策の推進について
3-5	質の高い精神科入院医療等の推進について
3-6	歯科医療の充実について
3-7	手術以外の医療技術の適正評価について
3-8	イノベーションの適切な評価について

4 II 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点

項目番号	内 容
4-1	医療の透明化に対する評価について
4-2	診療報酬を患者等にわかりやすいものとするに対する評価について
4-3	医療安全対策の推進について
4-4	患者一人一人の心身の特性や生活の質に配慮した医療の実現に対する評価について
4-5	疾病の重症化予防について

5 Ⅲ 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、
質が高く効率的な医療を実現する視点

項目番号	内 容
5-1	質が高く効率的な急性期入院医療等の推進について
5-2	回復期リハビリテーション等の推進について
5-3	在宅医療の推進について
5-4	訪問看護の推進について
5-5	在宅歯科医療の推進について
5-6	介護関係者を含めた他職種間の連携の評価について
5-7	調剤報酬について

6 Ⅳ 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点

項目番号	内 容
6-1	後発医薬品の使用促進について
6-2	市場実勢価格等を踏まえた、医薬品・医療材料・検査の適正評価について
6-3	相対的に治療効果が低くなった技術等の適正な評価について

7 Ⅴ 後期高齢者医療の診療報酬について

項目番号	内 容
7-1	後期高齢者医療の診療報酬について

再診料及び外来管理加算について

1. 再診料及び外来管理加算に関する議論

(1) 1号側・2号側意見書より(12月22日提出資料)

① 1号側

基本診療料については、同一サービスは同一の報酬との観点から、病診格差がある再診料は、診療所を引き下げ、病院を引き上げる形で統一を図るべきである。

外来管理加算については、患者の視点に立って、懇切丁寧な診察・説明等を担保する「5分要件」の代替措置となり得る要件を設定すべきである。また、そのあり方については、廃止も含め必要な見直しを行っていくべきである。

② 2号側

3. 適切な技術料評価の診療報酬体系の確立

(1) 医師の基本技術に対する適正評価

初・再診料の引き上げ

(2) 前回までの議論

- 病院と診療所の再診料については、一物一価であることから統一するということでは、1号側と2号側の合意が得られたと判断する。

(平成21年12月16日 遠藤委員長)

- 再診料の統一については、71点で揃えることを条件に同意したのであって、点数を引き下げて統一することに同意したものではない。

(平成22年1月13日 安達委員)

2. 論点

外来改定財源 0.31%という条件の下で、以下の2点についてどう考えるか。

(1) 統一後の再診料の点数設定。

(2) 5分要件廃止後の外来管理加算の点数設定や新たな算定要件。

地域の特性を考慮した診療報酬点数について②

第1 平成22年1月13日の中医協での議論

事務局案として、一般病床のみで構成される患者100人あたりの看護職員数が著しく少ない2次医療圏において、病床に対して必要な看護職員数が不足した場合の緩和措置を拡大して適用することについて提案したところ、以下のような意見があった。

- ・地域で2次救急を行っているような医療機関は看護師確保が非常に困難である。1か月の猶予が3か月に延びるだけでもありがたい。
- ・地域で10対1をとっている医療機関は、看護師が確保できず15対1になっている。そのような医療機関にとっては非常にありがたい。
- ・データに基づいた議論をするべきである。医療計画などで自治体が調査した受療における県外流出入等のデータを活用して分析するべきである。今回のこの程度の分析では、診療報酬上の対応は見送るべきである。
- ・看護師確保だけでなく、経営や制度、医療制度を超えた問題である。この時期に至って検討するというのは、反対である。
- ・地域の選定が困難である。事務局案の地域がイメージと異なるということであれば、地域医療を考慮したことにはならない。今回はやめたほうがいいのか。
- ・現在の看護師の数だけでなく、医療の需要や道路等の整備状況も含め、検討が必要である。このレベルでトライアルをしても仕方がない。
- ・2次医療圏の意味合いが変わってきている。地域を検討する際の単位が2次医療圏でよいのかどうかの議論も必要である。
- ・過疎地で看護師を確保するのは、1か月が3か月に延びたところで、困難であることには、変わりはない。問題の解決にはならない。何か他のことで手当てをするべきではないか。

次期診療報酬改定における対応案として、現在の事務局案では、不十分であるとの意見が多かった。また、議論の中で「なぜ、一般病床に限定したか」などの質問があった。

第2 検討内容と結果

1. 質問も踏まえて、追加的に、療養病床を含む一般病院（精神科病院、結核療養所を除く）の1日平均在院患者数100人当たりの看護職員数を算出し、その数が少ない2次医療圏を割り出した。（参考資料P1）
 - ① その結果、看護職員数が著しく少ない2次医療圏は3圏あった。（静岡県賀茂保健医療圏、愛知県尾張中部保健医療圏、山口県柳井保健医療圏）（参考資料P2～4）
 - ② このうち愛知県尾張中部医療圏は、隣接している都市や医療圏に医療従事者が多く、結果的に看護職員数が少ない傾向にあるのではないかと考えられた。また、離島や山間地域等ではないため、過疎4法による対応もなく、他の医療圏と同様の条件にあるとは言えない。（参考資料P3）
 - ③ このうち山口県柳井保健医療圏は、人口当たりの看護職員数、病床数が多かった。また、離島を含んでいるが、医療機関の存在する島と本土の間は橋で繋がっているなど地理的には、比較的恵まれていた。（参考資料P4）
2. 以上、13日提示分と合わせて11医療圏（うち静岡県賀茂保健医療圏は重複）を割り出し、個々の圏域ごとに検討した。

その結果、7つの医療圏については、理解は得られたものの、実感とは異なるなどの意見もあった。

いずれにしても、地域の特性は多様であり、今回の資料だけでは、診療報酬上の緩和措置等を検討するほどの十分な示唆は得られなかった。

第3 論点

診療報酬体系における地域特性の評価については、例えば、次のような点も考慮しながら、今後引き続き検討していくことが必要ではないか。

- 地域の範囲やその割り出しの方法
- 医療機関の規模やその特性
- 職種やその配置

参考資料

地域の特性を考慮した診療報酬点数について②

2次医療圏毎の看護職員数

一般病院※の看護職員数

一般病院※の1日平均在院患者100名

一般病院：精神科病院、結核療養所を除く
療養病床を含む

(医療施設調査資料：平成20年病院報告結果等に基づき保険局医療課作成)

【結果】

平均 67.7	最小 34.5
標準偏差 11.8	最大 172.9

【標本数：348(2次医療圏数348)】

著しく看護職員が少ない2次医療圏は3圏であった(−2SD以下をはずれ値とした)。

【静岡県】賀茂(34.5) 【愛知県】尾張中部(42.4) 【山口県】柳井(40.8)

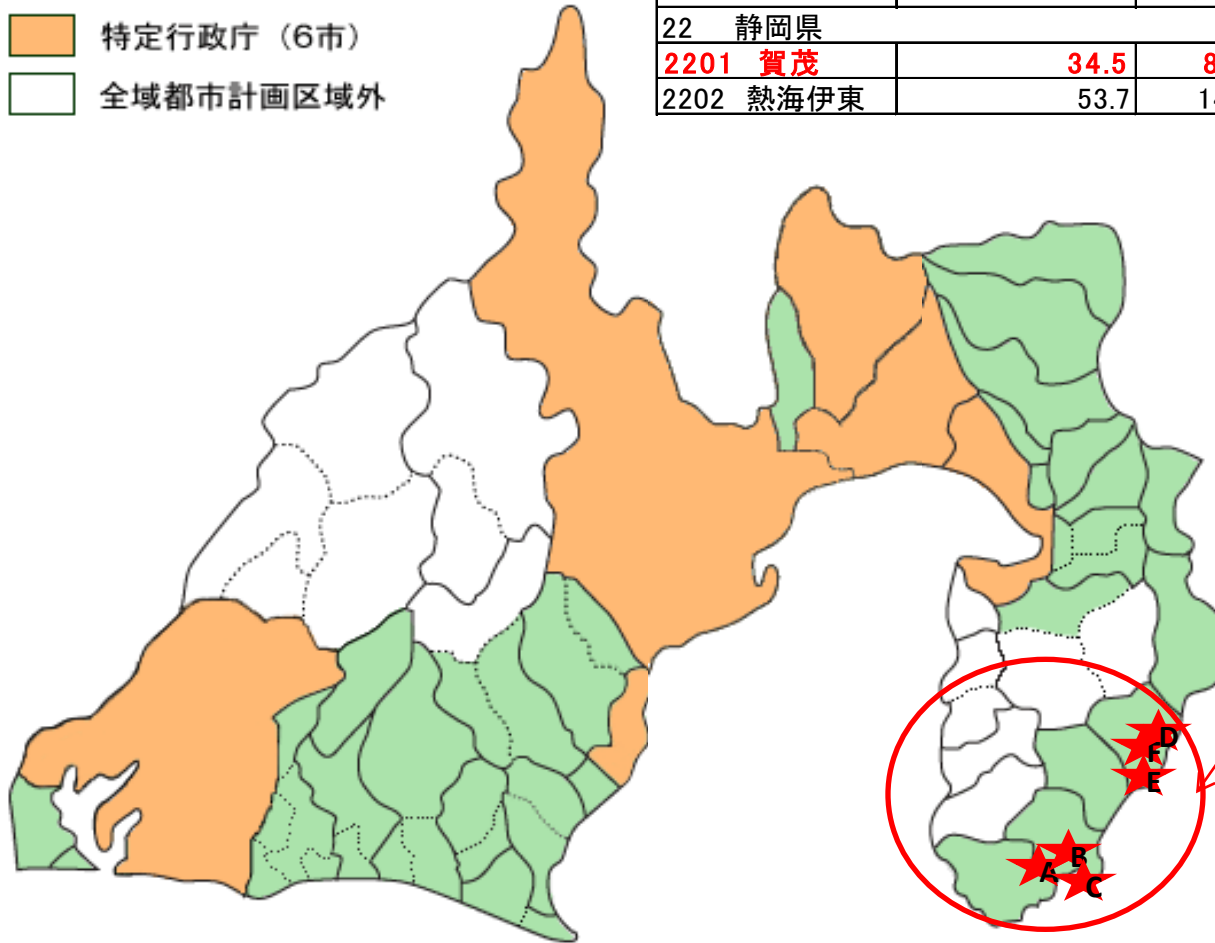
参考)上記の医療圏にある医療機関の看護配置と隣接する医療圏の一般病院の1日平均在院患者100人あたり看護職員数人口10万対医師数、看護職員数、人口千対看護職員数、病床数、療養病床数、一般病床数を掲載した。

静岡県賀茂保健医療圏

凡 例

- 静岡県の指定する市町
- 特定行政庁（6市）
- 全域都市計画区域外

	一般病院の患者100人 当たりの看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
22 静岡県						
2201 賀茂	34.5	86.2	583.7	20.0	4.9	9.3
2202 熱海伊東	53.7	143.1	400.4	9.7	5.9	3.8



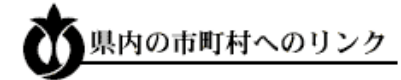
【一般病院】

名称	届出区分	一般	療養
A			107
B	15対1	52	
C			40
D	特別入院基本料	55	
E	15対1	51	
F			199

西伊豆町、松崎町、
南伊豆町、下田市、
河津町、東伊豆町

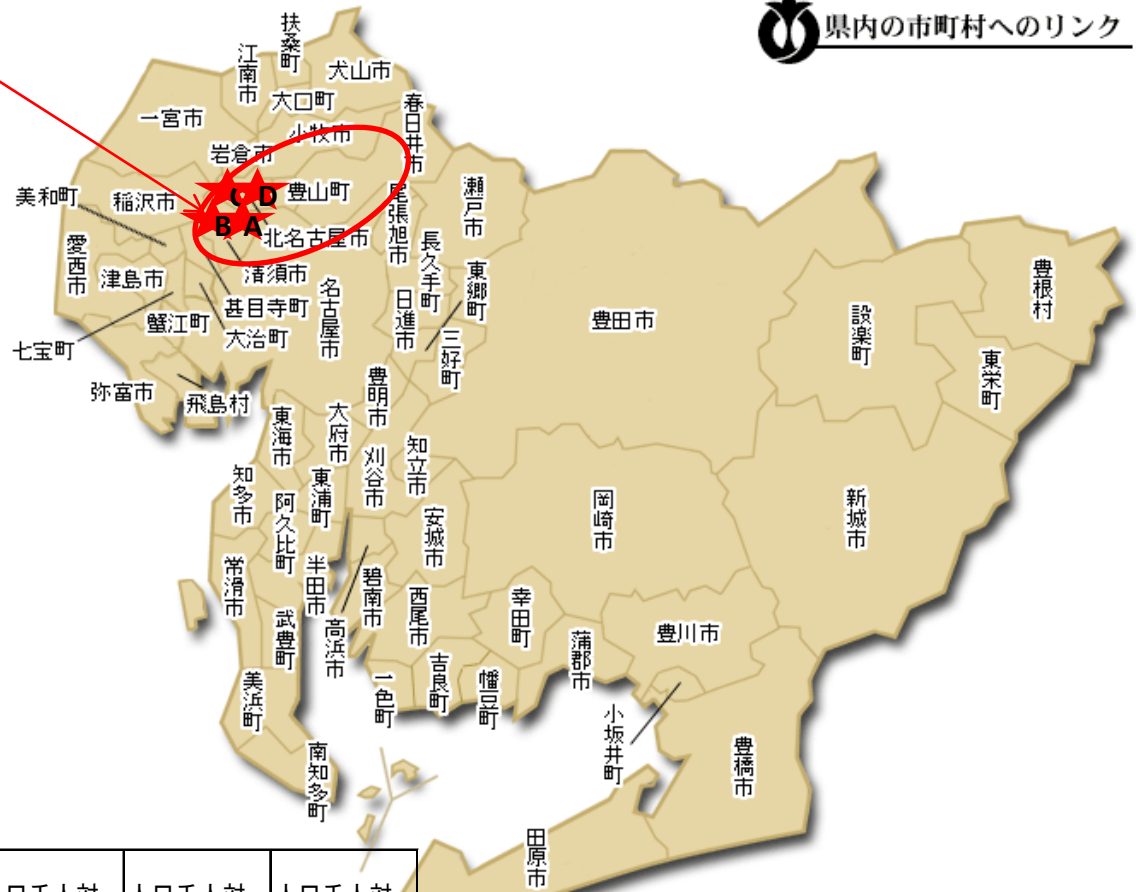
愛知県尾張中部医療圏

清須市、北名古屋市、春日町、豊山町



【一般病院】

	届出区分	一般	療養
A	13対1	100	54
B			12
C			100
D	13対1	168	100



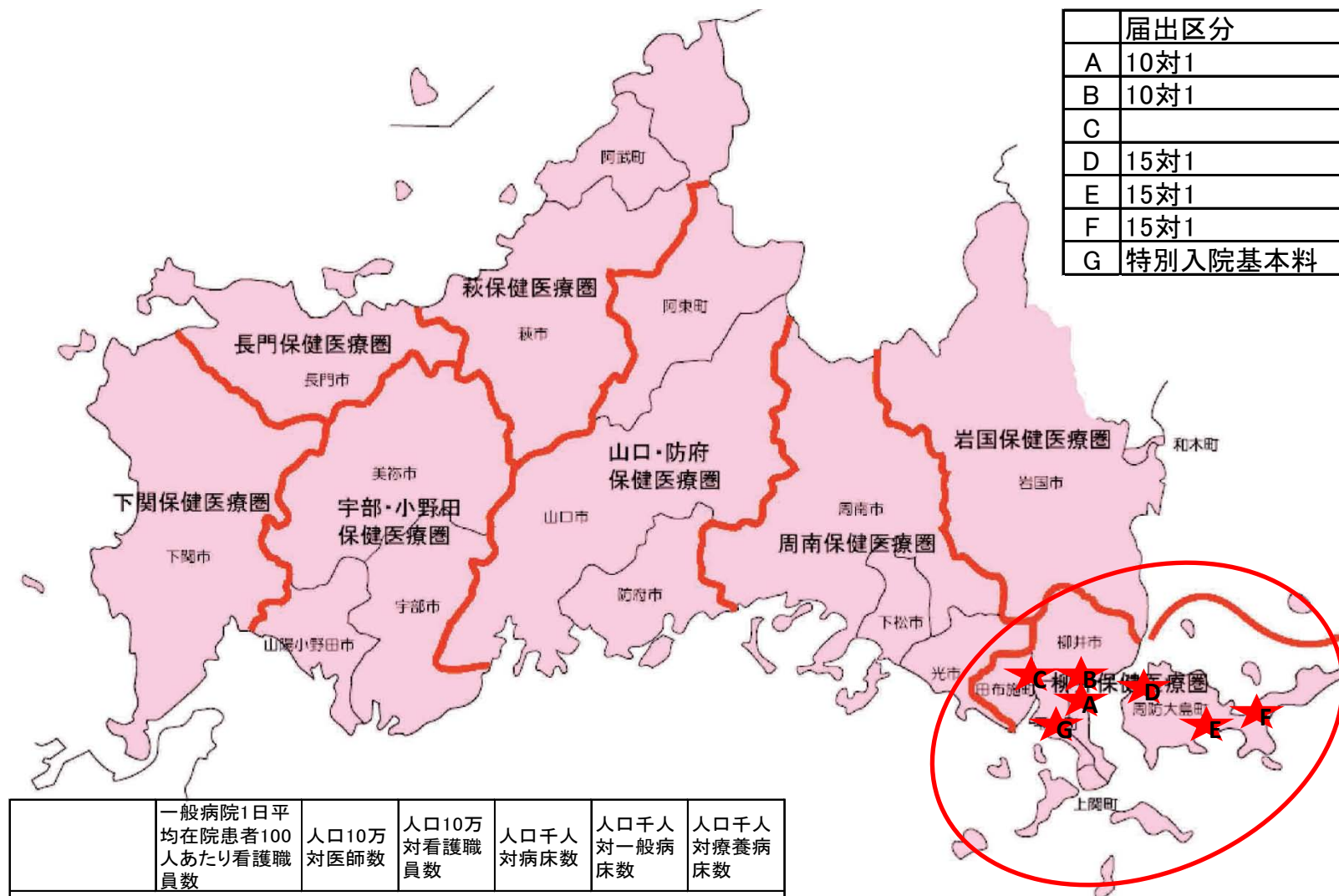
	一般病院1日平均在 院患者100人あたり 看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
23 愛知県						
2301 名古屋	75.4	181.9	669.4	11.9	7.9	1.8
2302 海部	73.5	77.5	368.8	7.2	3.7	2.1
2303 尾張中部	42.4	31.6	175.7	4.6	1.7	2.9
2305 尾張西部	80.9	91.8	473.8	8.3	5.1	1.2
2306 尾張北部	76.7	94.0	441.7	7.9	4.4	1.6

Copyright © 2009 AICHI Prefecture All rights reserved.

山口県柳井医療圏

【一般病院】

	届出区分	一般	療養
A	10対1	280	
B	10対1	360	
C			100
D	15対1	99	
E	15対1	36	
F	15対1	131	
G	特別入院基本料	160	444



	一般病院1日平均在院患者100人あたり看護職員数	人口10万対医師数	人口10万対看護職員数	人口千人対病床数	人口千人対一般病床数	人口千人対療養病床数
35 山口県						
3501 岩国	58.6	120.2	740.4	15.4	6.9	4.9
3502 柳井	40.8	126.9	1,006.9	27.8	10.4	10.9
3503 周南	61.2	106.5	678.8	14.2	7.3	4.4

3医療圏における過疎4法での対応

- ・離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に基づいて指定された離島振興対策実施地域
- ・辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1号に規定する地域
- ・山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条1項に基づいて指定された振興山村
- ・過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に基づいて公示された過疎地域

都道府県名	2次医療圏		過疎4法での対応			
			離島	辺地	山村	過疎
静岡県	賀茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町			○	○
愛知県	尾張中部	清州市、北名古屋市、豊山町、春日町				
山口県	柳井	柳井市、田布施町、平生町、上関町、周防大島町	○	○		○

中医協公聴会の開催について

1 目 的

平成 22 年度診療報酬改定に当たり、医療の現場や患者等国民の声を反映させるため、中医協委員が国民の声を聴く機会を設定することを目的として公聴会を開催することとする。

2 会議名

第 1 6 2 回中央社会保険医療協議会総会（公聴会）

3 開催日時

平成 2 2 年 1 月 2 2 日（金） 1 3 時 0 0 分～ 1 5 時 0 0 分

4 開催場所

福島県文化センター 大ホール（福島市春日町 5－5 4）

5 出席者

- ・ 中医協委員（総会委員）、保険局長、審議官
- ・ 公募による意見発表希望者の中から公益委員が選定した意見発表者（1 0 名程度）

6 議 事

- ・ 開会・会長挨拶
- ・ 開催趣旨、経緯等説明
- ・ 平成 22 年度診療報酬改定に係る検討状況について（資料説明）
- ・ 中医協委員による意見発表
- ・ 意見発表者による意見発表
- ・ 会長総括・閉会

7 意見発表者及び傍聴者の募集

- ・ 厚生労働省ホームページ等により開催を告知し、意見発表者及び傍聴者を募集
- ・ 傍聴は先着順とする（1, 5 0 0 名程度収容可能）

8 その他

- ・ 会議は公開とし、報道機関等による撮影は、中医協委員による意見発表まで可とする。